

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	新 潟 県 新 潟 市 長	新潟県新潟市在住 69歳の男性	平.12.12.28 昭和41年頃より足 に痙攣、同50年頃 から手足の痺れ 同56年頃から両手 足の痺れや痙攣が 強くなる	平.13. 8.29 (平.13.10.15) (平.13.12.12)	平.13.12.28	水俣病 認 定	原処分を取り消す 平衡機能障害、運 動失調、中枢性聴 力障害及び中枢性 眼球運動障害の各 症候の有無につい て再検査を行った 上で改めて認定審 査を行うことが望 ましい	審査請求人は、新潟市で出 生、以降現在まで同市に居 住
2	同 上	新潟県豊栄市在住 67歳の男性	平.12.12.28 昭和43年頃から手 足の痺れ、両手両 足が冷たい、両肘 の痺れ、両膝から 末梢の痺れ、味が 分からない、手か ら物を落とす等	平.13. 8.29 (平.10.10.26) (平.11.12.12)	平.13.12.28	水俣病 認 定	原処分を取り消す 小脳性運動失調、 中枢性聴力障害、 平衡機能障害等疑 いありとされた症 候の有無について 再検査を行った上 で改めて認定審査 を行うことが望ま しい	審査請求人は、新潟市で出 生 昭和56年から平成3年まで 神奈川県川崎市に居住 平成3年新潟市に転居 平成5年豊栄市内に勤務、 以降同市に居住

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	異議申立年月日及 び申立理由 (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
3	福 岡 県 大 牟 田 市 長	福岡県大牟田市在住 56歳の女性	平.15.6.27 死亡直前は微熱が 続き、痰や咳が多 くなった	平.15.10.17 認定疾病と死亡の 関連について「わ からない」との理 由で、認定疾病と 死亡との関連の評 価がなされていな い (平.15.12.2) 処分庁は異議申立 において当初の処 分を取り消し、支 給率50%と決定	平.15.12.27	遺族補償一 時金の支給 支給率50% 100%	棄 却 被認定者の死亡 は、急性心筋梗塞 により死亡したと 考えるのが医学的 に相当であり、認 定疾病及びその続 発症が死亡の唯一 ないし主たる原因 と認めることはで きない	被認定者は、審査請求人の 父 大正11年、広島県豊田郡で 出生 昭和24年～死亡時(平成15 年3月)大牟田市内に居住 認定年月：昭和57年1月 認定疾病は、慢性気管支炎 等級は死亡時まで3級 享年80歳
4	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	葬祭料の支 給 支給率50% 100%	棄 却 同 上	同 上